



目 次	
規 則	ページ
◎高知県漁船法施行細則の一部を改正する規則	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	14

-----  
規 則  
-----

高知県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年3月27日  
 高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第23号**

**高知県漁船法施行細則の一部を改正する規則**

高知県漁船法施行細則（昭和48年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項並びに第3条中「によって」を「により」に改める。

第15条を第17条とする。

第14条中「別記第17号様式」を「別記第20号様式」に、「によって」を「により」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「規定による」を「規定に基づく」に、「別記第16号様式」を「別記第19号様式」に、「によって」を「により」に改め、同条を第15条とする。

第12条の見出し中「返納」を「返納等」に改め、同条中「別記第15号様式」を「別記第16号様式」に、「によって」を「に別記第17号様式による漁船処理報告書を添えて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第20条第1項ただし書の登録票を返納することができない正当な理由を付したその旨を届け出ようとする者は、別記第18号様式による漁船減失等届出書に別記第17号様式による漁船処理報告書を添えて届け出なければならない。

第12条を第14条とする。

第11条中「別記第14号様式」を「別記第15号様式」に、「によって」を「により」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「別記第13号様式」を「別記第14号様式」に、「によって」を「により」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「若しくは」を「及び」に改め、同条を第11条とする。

る。

第8条中「第6条第3項」を「第8条第4項」に、「法第10条第1項の登録」を「漁船の登録」に、「認めた者」を「認めたとき」に、「1月末日」を「2月末日」に、「別記第12号様式」を「別記第13号様式」に、「により」を「に当該実績報告書に記載された販売金額を証する書類の写し（漁業協同組合の水揚げ伝票、市場の仕切書等知事が必要であると認めたものに限る。）を添えて」に改め、同条後段を削り、同条を第10条とする。

第7条中「法第10条第1項の登録」を「漁船の登録」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「又は」を「及び」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「組合員以外の者」を「組合員以外の者等」に改め、同条第1項中「法第10条第1項の登録」を「漁船の登録」に、「同条第2項」を「法第10条第2項」に改め、同項第1号中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同項第2号中「別記第10号様式」を「別記第11号様式」に改め、同項第3号中「船舶検査証書」を「船舶検査証書及び船舶検査手帳」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項中「法第10条第1項の登録」を「漁船の登録」に改め、同条第3項中「法第10条第1項の登録」を「漁船の登録」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 漁船の登録を受けようとする者が組合員である場合であつて、その申請が所有権の移転によるときにおける法第10条第2項の申請書には、前条に規定する書類のほか、第1項第1号及び第3号に掲げる書類を添えなければならない。

第6条を第8条とする。

第5条中「法第10条第1項の登録」を「漁船の登録」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（申請書に記載する漁業種類）

**第6条** 法第10条第2項の申請書に記載する同項第12号の漁業種類は、別表に掲げる漁業種類のうち、同条第1項の登録（以下「漁船の登録」という。）を受けようとする者が営む漁業に該当するものを記載しなければならない。この場合において、当該漁業種類の記載の順序は、まず農林水産大臣の許可を受けて営む漁業を、次に知事の許可を受けて営む漁業、その他の漁業の順とする。

第4条第2項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第4項中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（許可の期間の延長の通知）

**第4条** 知事は、法第6条第2項の規定に基づき法第4条第1項又は第2項の許可の期間を延長するときは、別記第7号様式に

よる通知書により通知するものとする。  
 附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
1 淡水漁業	淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、溜池、貯水等における漁業	
2 内水面漁業	内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業	
	うなぎ稚魚漁業	内水面におけるすくい網を利用したうなぎ稚魚漁業	
3 採介藻漁業	採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	
	採介藻（ ）漁業	さんご、かき等の採取業	括弧内にさんご、かき等の別を記入すること。
4 定置漁業	定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む。	
5 一本つり漁業	一本つり漁業	各種一本つり漁業。ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。	
	一本つり（ ）漁業	いか一本つり及びさば等のはねつり漁業	括弧内にいか、さば等の別を記入すること。
6 はえなわ漁業	はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業。ただし、まぐろ、さめ、かじき、さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業を除く。	
	はえなわ（ ）漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業	かごはえなわ漁業を含む。括弧内にさけ、ます、たら、かに等の別を記入すること。
7 刺網漁業	刺網漁業	刺網、たたき網、はねかえし網漁業	
	さけ・ます流し	中型さけ・ます流し網、小型さけ・ま	

	網漁業	す流し網及び日本海さけ・ます流し網漁業	
	かじき等流し網漁業	かじき等流し網漁業	
8 まき網漁業（網船）	〇〇まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船	〇〇に大中型、中型、小型の別を記入すること。
9 まき網漁業 附属船	まき網漁業附属船（ ）	各種まき網漁業の附属運搬船、灯船及びとう載漁艇等	括弧内に、運搬、灯船等の別を記入すること。
10 敷網漁業	敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網（さば及びさんまを除く。）漁業	
	〇〇棒受網漁業	さば・さんま棒受網漁業	〇〇にさば、さんま等の別を記入すること。
11 底びき網漁業	〇〇底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	〇〇に小型、沖合の別を記入すること。
12 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業	以西底びき網漁業（1そうびきを含む。）	
13 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	
14 ひき網漁業	ひき網漁業	11から13までに掲げる漁業以外の各種ひき網漁業（けた網こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、パッチ網、ごち網等）	
15 かつお・まぐろ漁業	かつお・まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業	
	かつお一本つり漁業	かつお・まぐろ一本つり漁業	

	まぐろはえなわ 漁業	まぐろ、さめ、かじきうきはえなわ漁 業	
16 捕鯨業	捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業。母船式の 母船を除く。	
17 官公庁船	官公庁船（ ）	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁 業の取締りに従事する漁船	括弧内に練習、取 締等の別を記入す ること。
18 運搬船及び 各種母船	漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	
	捕鯨業（母船）	捕鯨母船	
19 雑漁業	突棒漁業	突棒漁業	
	養殖業	魚類養殖	
	うなぎ稚魚漁業	海面におけるすくい網を利用したうな ぎ稚魚漁業	
	雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

注 上記「漁業の内容」に記載のない漁業は、近似の漁業を記載すること。

別記様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船の建造については、漁船法第4条第 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

建造許可番号	漁船建第 号
1 船名	
2 漁業種類又は用途	
3 操業区域	
4 主たる根拠地	
5 計画総トン数	トン
6 船舶の長さ、幅及び深さ	m × m × m
7 船質	
8 建造を行う造船所の名称及び所在地	
9 推進機関の種類及び馬力数	
10 シリンダの数及び直径	× mm
11 許可の期限	年 月 日
12 許可の条件	

## 第2号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船への改造については、漁船法第4条第 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

改造許可番号	漁船改第 号	
	改造前	改造後
1 船名		
2 漁業種類又は用途		
3 操業区域		
4 主たる根拠地		
5 (計画) 総トン数	トン	トン
6 船舶の長さ、幅及び深さ	m × m × m	m × m × m
7 推進機関の種類及び馬力数		
8 シリンダの数及び直径	× mm	× mm
9 船質		
10 改造を行う造船所の名称及び所在地		
11 許可の期限	年 月 日	
12 許可の条件		

## 第3号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付けで申請がありました動力漁船への転用については、漁船法第4条第 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

転用許可番号	漁船転第 号		
	事項	転用前	転用後
1 船名			
2 漁業種類又は用途			
3 操業区域			
4 主たる根拠地			
5 総トン数			トン
6 船舶の長さ、幅及び深さ	m ×	m ×	m
7 船質			
8 推進機関の種類及び馬力数			
9 シリンダの数及び直径	×		mm
10 許可の期限	年	月	日
11 許可の条件			

## 第4号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付けで申請がありました動力漁船の建造（への改造・への転用）については、漁船法第5条第 号の規定により次の理由で不許可とします。

年 月 日

高知県知事 印

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第5号様式** (第2条関係)

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船の建造 (への改造・への転用) の計画変更については、漁船法第4条第6項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 

変更許可番号	漁船計画変更第 号	
	旧許可事項	変更許可事項
1 船名		
2 漁業種類又は用途		
3 操業区域		
4 主たる根拠地		
5 (計画) 総トン数	トン	トン
6 船舶の長さ、幅及び深さ	m × m × m	m × m × m
7 船質		
8 建造又は改造を行う造船所の名称及び所在地		
9 推進機関の種類及び馬力数		
10 シリンダの数及び直径	× mm	× mm
11 許可の条件		

**第6号様式** (第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船変更報告書

先に許可を受けました動力漁船の建造 (への改造・への転用) について下記のとおり変更が生じたので、漁船法第4条第9項の規定により報告します。

記

- 許可番号 漁船建 (改・転) 第 号
- 漁業種類又は用途
- (計画) 総トン数 トン
- 推進機関の種類及び馬力数
- 変更事項

事項	変更前	変更後
住所		
氏名又は名称		
船名		
推進機関の製作所の名称又は所在地		
起工、進水若しくはしゅん工、改造工事の着手若しくは完成又は転用の予定期日	年 月 日	年 月 日
建造、改造又は転用に要する費用又はその調達方法の概要		

第7号様式（第4条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船の建造（への改造・への転用）の許可の期間の延長については、漁船法第6条第2項の規定に基づき下記のとおり延長します。

年 月 日

高知県知事 

記

- 1 変更許可番号 漁船計画変更第 号
- 2 許可番号 漁船建（改・転）第 号
- 3 船名
- 4 延長後の許可の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船認定届

先に建造（改造）の許可を受けました動力漁船について下記のとおり漁船法第8条の規定による認定を受けたいので、高知県漁船法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 認定を受ける予定年月日 年 月 日
- 2 認定を受ける予定場所
- 3 認定を受ける動力漁船

許可番号	漁船建（改）第 号
許可年月日	年 月 日
船名	
漁業種類又は用途	
総トン数	トン
推進機関の種類及び馬力数	
建造（改造）を行う造船所の名称及び所在地	
しゅん工又は改造工事の完成予定期日	年 月 日
備考	

- 注 1 しゅん工又は改造工事の完成予定期日の3週間前までに届け出てください。
- 2 認定を受ける予定場所は、当該場所が所在する市町村名を記載してください。

第9号様式 (第5条関係)

漁船認定通知書

許可番号及び許可年月日		漁船建(改)第 号 年 月 日	
許可を受けた者の住所及び氏名又は名称			
船名			
項目	許可事項	認定事項	備考
漁業種類又は用途			
操業区域			
主たる根拠地			
船体	船質		
	総トン数	トン	トン
	長さ	m	m
	幅	m	m
	深さ	m	m
	造船所の名称及び所在地		
推進機関	種類		
	馬力数		
	シリンダの数及び直径	× mm	× mm
特殊設備及び性能			
この漁船については、上記のとおり漁船法第8条の規定による高知県知事の認定がありましたので、高知県漁船法施行細則第5条第4項の規定により通知します。 年 月 日			
認定番号 第 号		課長	印
認定に従事した職員	職名	氏名	
認定場所		認定年月日	年 月 日

第10号様式 (第8条関係)

小型(5トン未満)漁船の総トン数の測度等の調書

調査番号			船名		
建造又は改造の別	建造	改造	進水年月日	年 月 日	
所有者	住所又は所在地			船質	FRP ・ 鋼 ・ 軽合金
	氏名又は名称				・ 木 ・ その他 ( )
船体	総トン数	トン		上甲板下張出し部等の容積(イ)	m <sup>3</sup>
	測度長さ(L)	m		(船側部)	× × =
	測度幅(B)	m		( " )	× × =
	測度深さ(D)	m		(船尾部)	× × =
	D = Dm + 2/3キャンバー + 1/3シアー			(キール)	× × =
	= + +			小計	( ) m <sup>3</sup>
	容積計算欄			上甲板上閉囲場所の容積(ウ)	m <sup>3</sup>
	上甲板下船体主要部の容積(ア)			(船倉庫)	× × =
	(0.65 × L × B × D) m <sup>3</sup>			(ブリッジ)	× × =
				(機関室)	× × =
			(船員室)	× × =	
			(その他)	× × =	
			小計	( ) m <sup>3</sup>	
			容積合計(ア+イ+ウ)	m <sup>3</sup>	
登録長さ(LR)	m	登録幅(BR)	m	登録深さ(DR)	m
製作所の名称			型式又は名称		
上記のとおり建造(改造・販売)しました。 年 月 日 造船所又は販売者の住所、氏名 又は名称及び代表者の職・氏名 印					
推進機関	種類	D 4サイクル 船内機 船内外機	馬力数		
		E 2サイクル 船外機			
	シリンダの数×直径×行程	× mm × mm			
	製作所の名称			型式	
推進機関番号及び製造年月日			年 月 日		
上記の推進機関を販売(確認)しました。 年 月 日 販売者又は確認者の住所、氏名 又は名称及び代表者の職・氏名 印					
調査したところ、私が申請する小型漁船の登録に係る総トン数の測度等については、上記のとおりです。 年 月 日 調査者 住所 氏名 印					

注 この調書を提出する者が漁船の譲渡を受けた組合員である場合における当該漁船の調査は、当該組合員が所属する漁業協同組合が行ってください。

**第11号様式**（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

## 年間事業計画書

私が営もうとする漁業の計画は、下記のとおりです。

## 記

- 1 主な販路先の名称及び所在地
- 2 事業計画の概要

漁業種類	主な魚種	操業海域	期間	操業日数	販売金額

**第12号様式**（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

## 誓約書

私は、漁船の登録に当たり次の事項を誠実に履行することを誓約します。

- 1 漁業関係法令を遵守するとともに、紛争を防止し、秩序ある海面利用に努めること。
- 2 定められた期日までに操業実績報告書（別記第13号様式）を提出すること。
- 3 当該漁船を漁業に使用しなくなったとき、操業実績報告書（別記第13号様式）を提出することができないとき又は操業日数及び販売金額が知事が別に定める基準に達しないときは、漁船法第18条第1項第1号に規定する漁船でなくなったときに該当するものとして、同法第20条第1項第1号の規定により漁船の登録票を返納するとともに、同条第3項の規定により漁船に表示している登録番号を抹消すること。

## 第13号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

## 操業実績報告書

私が営んだ漁業の実績は、下記のとおりです。

記

- 1 主な販路先の名称及び所在地
- 2 年間操業実績の概要

漁業種類	主な魚種	操業海域	期間	操業日数	販売金額

- 注 1 販売金額を証する書類の写し（漁業協同組合の水揚げ伝票、市場の仕切書等）又は審査対象年の確定申告書の写しを添えてください。
- 2 毎年2月末日（日曜日又は土曜日に当たるときは、翌日又は翌々日の月曜日）までに提出してください。

## 第14号様式（第12条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

## 漁船登録票検認届出書

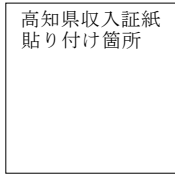
先に登録を受けました漁船及び登録票について下記のとおり漁船法第13条の規定による検認を受けたいので、漁船法施行規則第11条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 漁船登録番号 KO -
- 2 船名
- 3 検認を受ける予定年月日 年 月 日
- 4 検認を受ける予定場所

第15号様式（第13条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船変更登録申請書

先に登録を受けました漁船について下記のとおり変更の登録を受けたいので、漁船法第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 改造許可番号 漁船改第 号
- 3 変更事項

事項		変更前	変更後
船名	船名		
所有者	住所		
	氏名又は名称		
使用者	住所		
	氏名又は名称		
漁業種類又は用途			
主たる根拠地			
総トン数		トン	トン
船体	長さ	m	m
	幅	m	m
	深さ	m	m
推進機関	種類		
	馬力数		
無線電波の型式又は空中線電力	電信		
	電話		

4 変更理由

注 変更が生じた日から2週間以内に申請してください。

第16号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船登録票返納届

下記のとおり漁船法第20条第3項の規定により漁船に表示していた登録番号を抹消したことを届け出るとともに、同条第1項の規定により登録票を返納します。

記

- 1 漁船登録番号 KO -
- 2 船名
- 3 総トン数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数
- 5 漁船の所有者がその使用者でない場合は、使用者の住所及び氏名又は名称
- 6 返納理由（漁船法第18条第1項又は第19条）
- 7 返納理由の発生年月日 年 月 日

上記の事項については、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合 組合長



**第17号様式** (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様


住所  
氏名又は名称  
電話番号  
所有者との続柄

漁船処理報告書

漁船法第18条第1項の規定により登録がその効力を失い、又は同法第19条の規定に基づき登録が取り消された漁船 丸 (KO - ) に係るその後の処理について、次のとおり報告します。

譲渡、転用譲渡、売却等	私は、当該報告に係る船舶を譲り受けたことに間違いありません。 譲受人自署： 譲受人住所： 電話番号： 譲受後の予定： <input type="checkbox"/> 漁船登録 <input type="checkbox"/> 転用 <input type="checkbox"/> 県外譲渡 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他
解撤	私は、当該報告に係る船舶を適正に廃棄処理したことを証明します。 氏名 (自署)： 廃棄処理業者の名称： 廃棄処理業者の所在地： 廃棄処理年月日： 年 月 日 注 廃棄処理業者が発行する報告書 (マニフェスト)、領収書又は船名、番号等を確認することができる写真のいずれかを添付してください。 ( <input type="checkbox"/> 処理業者発行報告書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 写真 )
使用中止、廃船等	責任者の氏名： 責任者の住所： 船舶の保管場所： 船舶の使用中止期間： 年 月 日まで 注 漁船登録抹消後は、漁港へ係留し、又は保管することはできません。

上記の事項については、事実と相違ないことを証明します。  
年 月 日

漁業協同組合 組合長 

**第18号様式** (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号


漁船滅失等届出書

漁船法第20条第1項ただし書の登録票を返納することができない正当な理由を、漁船法施行細則第14条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

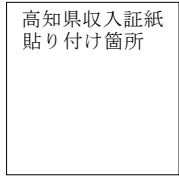
- 1 漁船登録番号 KO -
- 2 船名
- 3 総トン数 トン
- 4 漁船の所有者
- 5 滅失等した理由

上記の事項については、事実と相違ないことを証明します。  
年 月 日

漁業協同組合 組合長 

第19号様式 (第15条関係)

高知県収入証紙  
貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船登録原簿謄本交付申請書

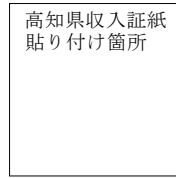
漁船法第21条の規定に基づき、下記のとおり漁船の登録の謄本の交付を申請します。

記

- 1 漁船登録番号 KO -
- 2 船名
- 3 所有者の住所及び氏名又は名称
- 4 総トン数 トン
- 5 馬力数
- 6 漁業種類
- 7 申請理由

第20号様式 (第16条関係)

高知県収入証紙  
貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船登録票再交付申請書

漁船法第12条第3項の規定により先に登録を受けました漁船の登録票の再交付を受けたいので、漁船法施行規則第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 漁船登録番号 KO -
- 2 船名
- 3 総トン数 トン
- 4 機関の種類及び馬力数
- 5 漁船の所有者がその使用者でない場合は、使用者の住所及び氏名又は名称
- 6 再交付の申請理由

上記の事項については、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合 組合長



<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の高知県漁船法施行細則第11条の規定は、施行日以後にされる操業実績の報告から適用する。</p> <p style="text-align: center;">----- <b>人事委員会規則</b> -----</p> <p>職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和8年3月27日 高知県人事委員会委員長 門田 純一</p> <p><b>高知県人事委員会規則第20号</b> <b>職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条（見出しを含む。）中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。</p> <p>第5条の見出し中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「根拠地」を「根拠となる地」に、「職員で、かつ、生活の根拠地と居住地との間の路程が8キロメートル以上である職員」を「職員（同一市町村（東京都の特別区に存する地域にあっては、特別区に存する全地域内）における勤務公署の変更に伴う住居又は居所の移転であった職員を除く。）」に改める。</p> <p>第6条第1号中「宿泊料又は宿泊諸費」を「宿泊費又は宿泊手当」に改め、同条第2号中「移転料又は着後手当」を「転居費又は着後滞在費」に改め、同条に次の1号を加える。</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額</p> <p>第6条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。</p> <p><b>第6条</b> 条例第3条第5項に規定するその他人事委員会規則で定める場合は、条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第6号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第21条、第23条第1項又は第25条第2号の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。</p> <p>第7条（見出しを含む。）中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。</p> <p>第9条第1項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。</p>	<p>第10条第1項中「国内旅行における路程の計算は、次の区分に従い」を「公用車又は自家用車を使用する場合における車賃の路程の計算は、任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出されたものにより」に改め、同項各号を削る。</p> <p>第11条の見出し中「必要と」を「必要があると」に改め、同条中「第34条第2項第2号」を「第29条第2項第2号」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とする。</p> <p>別記第3号様式の3中「宿泊料等」を「宿泊費等」に改める。 別記第3号様式の4を次のように改める。</p>	
---	---	--



